

香川県駐車場条例（平成5年香川県条例第1号）第3条第1項に規定する指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年8月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 対象施設

名称及び所在地

香川県番町地下駐車場（以下「番町地下駐車場」という。） 香川県高松市番町3丁目1-1
香川県玉藻町駐車場（以下「玉藻町駐車場」という。） 香川県高松市玉藻町12-2

2 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例等を遵守し、適正に番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の管理を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務を一括して第三者へ委託しないこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 業務に関連して知り得た秘密を守ること。
- (6) 業務に関して保有する情報の公開を適切に行うこと。
- (7) 文書の管理・保存を適切に行うこと。

3 業務の内容

- (1) 番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の維持管理に関する業務
- (2) 番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の運営に関する業務
- (3) 番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の使用料（駐車料金）の収納に関する業務
- (4) 番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の管理に係る報告等に関する業務
- (5) その他番町地下駐車場及び玉藻町駐車場の管理運営に必要な業務

4 指定予定時間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

5 申請資格等

法人その他の団体であることその他の募集要項に記載した申請資格及び申請条件を満たすこととする。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

6 申請方法

(1) 提出書類

指定申請書、事業計画書その他の募集要項で定める書類を添付して提出すること。詳細については、7の(1)で配布する募集要項を参照すること。

(2) 申請書類の受付期間

平成20年9月24日（水曜日）から同月30日（火曜日）まで（持参の場合には、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、平成20年9月30日（火曜日）午後5時必着とする。

(3) 提出先及び問い合わせ先

郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県総務部総務学事課（県庁本館10階）管財グループ
電話番号 087-832-3075

7 その他

(1) 募集要項の配布等

6の(3)の場所で、平成20年8月1日(金曜日)から同年9月30日(火曜日)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、郵送を希望する場合には、6の(3)の場所あてに平成20年9月19日(金曜日)午後5時必着で、表に「番町地下駐車場・玉藻町駐車場指定管理者募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(定形外角型2号A4判用、あて先明記、切手240円貼付)を同封の上、請求すること。また、香川県ホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/shitei/>)からも入手することができる。

(2) 現地説明会の日時及び場所

平成20年8月25日(月曜日) 午前10時 香川県番町地下駐車場地下1階管理事務所前

同日 午後2時 香川県玉藻町駐車場2階県民ホールへの連絡通路出入口近くの事前精算機前

(3) 指定管理者の指定方法

申請者から提出された事業計画書等により、指定管理者選定委員会による一次審査(書類)、及び二次審査(プレゼンテーション)を実施し、指定管理者の候補者を選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は、募集要項による。